

令和 7 年度

伊豆市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月

伊 豆 市

目 次

I. 総則

1 趣旨	P2
2 用語の定義	P2

II. ごみ処理実施計画

1 計画区域	P2
2 発生抑制に関する事項	P2
3 排出管理に関する事項	P3
4 ごみ処理の広域化に関する事項	P4
5 再利用・再資源化に関する事項	P4
6 収集運搬に関する事項	P5
7 中間処理に関する事項	P8
8 最終処分に関する事項	P9
9 その他の施策に関する事項	P10

III. 生活排水処理実施計画

1 計画区域	P11
2 排出抑制及び管理に関する事項	P11
3 収集運搬に関する事項	P11
4 中間処理に関する事項	P12

I. 総則

1 趣旨

この一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条1項に基づき令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施するごみ及び生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この一般廃棄物処理実施計画で使用する用語の定義は、法及び条例の例による他、次のとおりとする。

- (1) 家庭ごみ 家庭系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- (2) 事業系ごみ 事業系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- (3) 委託収集 市の収集業務の委託を受けて行うごみの収集をいう。
- (4) 委託業者 市から業務の委託を受けて廃棄物の収集を行う者をいう。
- (5) 許可業者 市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者をいう。

II. ごみ処理実施計画

1 計画区域

家庭ごみを収集する区域は別紙(P19から)のとおり

2 発生抑制に関する事項

事業計画

事業の分類	概 要
ごみ処理の有料化	環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会を作り上げていくため、市民・事業者並びに行政との協働による取り組みが必要です。ごみの発生及び排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性や財政の健全化を図るため、ごみ処理の有料化を継続します。
施設見学会及び環境学習会の実施	ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、環境教育の一環として市内の小学生を対象にしたクリーンセンターいずや伊豆市リサイクルセンター、伊豆市汚泥再生処理センター(ピュアプラザ)の施設見学会を実施し、ごみ処理に関する意識の向上に努めます。中間処理や最終処分状況の理解してもらい、ごみの発生・排出抑制及び分別の必要性等について普及・啓発を行います。 また、「アース・キッズチャレンジ」を活用し、地球温暖化防止について学ぶ学習会を開催します。
3R運動の推進	市民の3R(リデュース、リユース、リサイクル)意識高揚や19分別によるごみ減量・資源化の促進及び普及・啓発を行います。ごみの排出状況が適切でない場合には必要に応じてごみ分別講習会を行います。 ※リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)
自家処理の促進	家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ処理容器・機器の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助します。
レジ袋削減対策 (マイバック運動の推進)	ごみの発生抑制と減量を進めるため、レジ袋を削減するためマイバック運動を推進するとともに様々な機会においてPRに努めます。
廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量化・資源化及びその適正処理の推進を図るため、審議会を開催し各施策について審議を行います。

3 排出管理に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概 要
資源化・減量化の啓発・指導	事業所に対し資源化・減量化に取り組むよう指導するとともに、収集運搬業者に対しても取引先事業者の資源化・減量化の取組み等について指導します。また、事業所に対しリサイクルなど、資源化・減量化に関する情報提供をします。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	特定建築物(延べ床面積3,000㎡以上の建物)及び大規模小売店舗(延べ床面積1,000㎡以上)の所有者に対して、排出されるごみの発生抑制と資源化について立ち入り検査を行い啓発、指導します。
役割分担の啓発	ごみの減量化・資源化を進めるためには、市民・事業者の協力が不可欠であることからその情報発信や協力依頼について、市広報誌、エフエムイズなどで啓発します。

(2) 排出基準等の遵守事項

① 分別の区分

市が収集するごみ及びごみ処理施設で受け入れるごみは、**別表1(P13)**に示す区分に基づき分別し、市民及び事業者は、この分別区分に従って排出し、又は搬入しなければならない。

② 排出及び受入規制物

市民及び事業者は、**別表2(P14)**に示す排出及び受入規制物を市の収集に排出、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

③ 処理不可物

市民及び事業者は、**別表3(P14)**に示す処理不可物を市の収集に排出、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

④ 家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

市民は、家庭ごみを市の集積所に排出するときは、**別表4(P15～P16)**に示す排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を遵守しなければならない。

(3) 排出規制物の処理方法

排出規制物を廃棄しようとする者は、製造販売業者等に適正処理の方法について情報提供を求め、製造販売業者等に引き取らせ、専門の処理業者に処理を依頼し適正に処理しなければならない。

特別管理一般廃棄物のうちPCB使用部品を含む廃家電品については、排出者が製造業者にPCB使用部品を除去させ、引き取らせるものとする。

特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物の処理については、平成24年5月10日付け環産産発第120510001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知「「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について」によって示された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和5年5月改訂）」に従うものとする。

(4) 処理不可物の処理方法

処理不可物の処理方法は、次のいずれかによるものとする。

廃家電製品の例示	処 理 方 法
ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）に搬入し、又は同法第9条に規定する小売業者に引取りを求め、若しくは一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に委託して指定引取場所に搬入させること。
パーソナルコンピュータ	(1) パーソナルコンピュータを処理する場合は、購入した小売店又は製造メーカーに問い合わせ適切に処理すること。
	(2) (1)に該当しない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協議会が行う回収サービスを活用すること。
	(3) (1) (2)以外で処分を行いたい場合は、伊豆市と協定を締結している再生事業者が行うサービスを活用すること。
インクカードリッジ	(1)家電量販店に設置されている回収箱での店頭回収に搬出すること。
	(2)本庁、各支所4箇所に設置してある回収箱での拠点に排出すること。

4 ごみ処理の広域化に関する事項

伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理組合	ダイオキシン類の排出削減、焼却施設の高度処理対策、マテリアル・サーマルリサイクルの推進、最終処分量の削減、公共事業のコスト削減などの課題に対応するため、伊豆市、伊豆の国市で設立した一部事務組合で、「環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成」の実現に向け、2市共同の焼却施設を令和5年1月から運用開始している。
---------------------	---

5 再利用・再資源化に関する事項

(1) 資源回収

事 業 の 分 類	概 要
再生品の利用促進	再生品の利用の普及・啓発を推進します。
資源物回収の推進	集団回収制度の普及・啓発を推進します。
市が行う資源回収	資源ごみの分別収集と選別処理を行います。
小型家電リサイクル法 対象品目の資源化	収集・搬入された缶以外の金属の内、小型家電リサイクル法対象品目を伊豆市リサイクルセンター・土肥リサイクルセンターにてピックアップ回収を実施し、小型家電認定事業者を通じ資源化を図ります。
衣類資源化の推進	衣類を拠点回収し再利用を推進します。
インクカードリッジ	本庁、各支所4箇所で拠点回収を行い、再資源化を図ります。
プラスチック製品	硬質、軟質の物で金属等が含まれていない物については、マテリアルリサイクルして再資源化を図る。（それ以外の一部をクリーンセンターいずにてサーマルリサイクルで処理する。）

(2) 計画資源化量

単位：t/年

廃棄物の種類		資源化量	売却又は搬送先
プラスチック類	プラスチック製容器包装	221	指定法人
	ペットボトル	81	指定法人
	発泡スチロール・白色トレイ	9	再生利用業者
	プラスチック製品	142	再生利用業者
びん類（無色・茶色・その他）		242	指定法人
金属類（缶・缶以外） 小型家電リサイクル法対象品目		195	資源回収業者 小型家電認定業者
古紙類（新聞・雑誌・飲料用紙パック ・その他の紙・段ボール）		513	資源回収業者
生きびん（リターナブルビン）		1	資源回収業者
衣類		30	資源回収業者
蛍光灯・電球・乾電池		20	資源回収業者
資源化粗大ごみ（金属・木質）		92	資源回収業者
廃食用油		10	資源回収業者
資源ごみ集団回収		350	資源回収業者
合計		1,906	

6 収集運搬に関する事項

(1) 燃やせるごみの指定袋による排出義務

分別の精度を高め、収集の効率化、ごみの減量化、負担の公平性を推進するため燃やせるごみの排出については、指定袋制を継続します。

(2) 収集運搬体制等の見直しに関する取り組み

事業の分類	概要
収集体制の見直し	各地区の燃やせるごみ・資源ごみの排出状況等を検証し、収集運搬体制の効率化・合理化を図るため調査・研究を行います。
廃食用油の回収	地球温暖化防止及び循環型社会の形成を目指すため、家庭で使用済みとなった廃食用油（植物性に限る）を資源ごみとして回収し、自動車燃料に再利用する取り組みを行います。
在宅で生活する高齢者に対する生活支援事業	市が実施する在宅高齢者に対する軽度生活支援事業で排出される一般廃棄物については、市長が認めたものに委託し市の中間処理施設に搬入します。

(3) 収集運搬する一般廃棄物の区分及び排出方法等

① 家庭ごみの排出方法及び収集運搬

市が行う家庭ごみの収集運搬等は、次のとおりとする。なお、引越しごみ等多量ごみについては、排出者自ら運搬又は許可業者を依頼するものとする。

単位：t/年

収集の区分		排 出 方 法	収集回数	収集運搬体制	計画収集量	搬 入 先
燃やせるごみ		市の指定ごみ袋に入れ、指定日の午前8時までに集積所へ搬出	全地域 週 2 回	市（委託）	3,238	・クリーンセンターいず
				直接搬入	861	
燃やせないごみ (ガラス・陶器)		市の定めた集積所設置容器に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	83	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	41	
小 計				市（委託）	3,321	
				直接搬入	902	
資 源 ご み	びん類	市の定めた集積所のコンテナ等に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	92	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	46	
	缶類以外の金属	市の定めた集積所のコンテナ等に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	125	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	63	
	新聞チラシ	紙ひもで束ね、市の定めた集積所に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	127	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	30	
	雑誌書籍	紙ひもで束ね、市の定めた集積所に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	66	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	38	
	段ボール	紙ひもで束ね、市の定めた集積所に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	60	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	60	
	飲料用紙パック	中を洗って切り開き、よく乾燥させて、指定日の午前8時までに集積所へ搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	6	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	3	
	その他の紙	箱などはつぶし、紙ひもで束ねて、指定日の午前8時までに集積所へ搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	42	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
				直接搬入	11	
プラスチック類	市の定めた集積所のネットに、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	227	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター ・エコポート伊豆	
			直接搬入	113		
蛍光灯電球	市の定めた集積所のコンテナ等に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	3	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	
			直接搬入	2		
乾電池	市の定めた集積所のコンテナ等に、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	8	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	
			直接搬入	3		
廃食用油	ペットボトルに入れ市の定めた集積所専用コンテナに、指定日の午前8時までに搬出	全地域 月 2 回	市（委託）	10	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	
			直接搬入	0		

単位：t/年

収集の区分	排 出 方 法	収集回数	収集運搬体制	計画収集量	搬入先
資源ごみ 小計			市（委託）	766	資源ごみ合計
			直 接 搬 入	369	1,135
家庭系収集一般廃棄物 合 計				5,358	

② 粗大ごみの収集運搬

単位：t/年

区分	排出方法	受付方法	収集運搬体制	計画収集量	搬入先
粗大ごみ	施設に直接搬入又は粗大ごみ戸別収集サービスを利用	毎週水曜日（戸別収集）施設開庁日	・戸別収集 ・直接搬入	188	・クリーンセンターいづ ・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター

③ 衣類の収集

単位：t/年

区分	排出方法	受付方法	搬入体制	計画収集量	搬入先
衣類	洗うことのできる衣類は洗ってから紐でしばるか袋に入れて衣類回収ボックスに搬出	随時 施設開庁日	直接搬入 （市内5箇所）	29	・伊豆市リサイクルセンター ・各支所 ・生いききプラザ

④ 事業系ごみの排出方法及び収集運搬

単位：t/年

収集の区分	排出方法	収集回数	収集運搬体制	計画収集量	搬入先
燃やせるごみ	排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼	随時	直接搬入	3,363	・クリーンセンターいづ
燃やせないごみ				11	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター
資源ごみ				387	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター ・民間業者
事業系一般廃棄物 計				3,761	
家庭系・事業系一般廃棄物 合 計				9,336	

事業系一般廃棄物の処理方法及び搬入方法

ア 処理方法

事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く事業活動に伴い生じる廃棄物）は、事業者が自らの責任で次の方法により、適正に処理しなければなりません。

- ・事業系一般廃棄物の剪定枝については、長さ50cm以下、太さ10cm以下にし、市の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入する。
- ・事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設へごみを分別し搬入する。
- ・市長が許可した収集運搬許可業者20社、別表5(P16)に収集運搬を委託する。

イ 搬入方法

クリーンセンターいづ、伊豆市リサイクルセンター又は土肥リサイクルセンターに搬入する場合は、搬入取扱基準(P18参照)に従わなければなりません。

- ・資源化できる廃棄物については、資源化を積極的に実施し、減量化に努めなければならない。

(4) 収集運搬に関する一般廃棄物処理業等の許可について

一般廃棄物を他人から有償で引き取り処理、処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業（運搬する場合）の許可を取得する必要があります。

市ではごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規の収集運搬業は許可しません。

ただし、現在行っている収集運搬方法に該当しない特殊な対象物が生じて、本市の一般廃棄物収集運搬業者の能力で運搬が困難な場合については、品目及び運搬先を限定し許可を行います。

7 中間処理に関する事項

(1) 処理体制及び計画処理量

①焼却処理…燃やせるごみは、クリーンセンターいずにおいて焼却する。

単位：t/年

廃棄物の種類		計画処理量	処 理 体 制	施設規模等	処 理 方 法 等
燃やせるごみ	全地区	7,649	クリーンセンターいず	41 t × 2 基/日	焼却灰 941t/年 ⇒ 柿木最終処分場及び民間業者、融解資源化処理業者
合 計		7,649	(燃やせるごみ＋資源ごみ残渣)		

②資源化処理

ア 圧縮・梱包・破碎・溶融

缶及び大型金属類は、伊豆市リサイクルセンター及び土肥リサイクルセンターで機械又は手作業により資源物を選別し、資源回収業者に売却します。プラスチック類は、民間処理業者で圧縮梱包し、指定法人に引渡します。びん類は、伊豆市リサイクルセンター・土肥リサイクルセンターで選別後一時保管し、指定法人に引渡します。発泡スチロール・白色トレイは、一時保管後、資源回収業者に売却します。

単位：t/年

廃棄物の種類	計画処理量	処 理 主 体	施設規模等	処 理 方 法 等
缶・缶以外の金属	188	・伊豆市リサイクルセンター	缶圧縮 6.19t/日	機械選別・圧縮 ⇒ 資源回収業者
		・土肥リサイクルセンター	缶・金属圧縮 6 t/日	手選別・圧縮 ⇒ 資源回収業者
粗 大 ご み (金属・木質)	76	・伊豆市リサイクルセンター	リサイクルセンター内	手選別 ⇒ 資源回収業者等
		・土肥リサイクルセンター	缶・金属圧縮 6 t/日	手選別・圧縮 ⇒ 資源回収業者
ペットボトル	58	・民間委託 ・土肥リサイクルセンター	—	圧縮・梱包 ⇒ 指定法人
発泡スチロール ・白色トレイ	8	・民間委託	—	溶融 ⇒ 再生利用業者
プラスチック 製 容 器 包 装	167	・民間委託 ・土肥リサイクルセンター	—	圧縮・梱包 ⇒ 指定法人
プラスチック 製 品	107	・民間委託	—	梱包 ⇒ 再生利用業者 (一部サーマルリサイクル)
合 計	604			

イ 保管

びん類は、伊豆市リサイクルセンター及び土肥リサイクルセンターで、無色、茶色、その他の色及び生きびん（ビール瓶、一升瓶等）に選別保管し、生きびんは資源回収業者に売却し、その他のびんは指定法人に引渡しカレット処理します。

古紙類の、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、その他の紙は伊豆市リサイクルセンター及び土肥リサイクルセンターで、また、廃食用油は伊豆市リサイクルセンター及び土肥リサイクルセンターで保管し、資源回収業者に売却します。

単位：t/年

廃棄物の種類		計画処理量	処 理 主 体	保 管 場 所	処 理 方 法 等
びん類	無色・茶色・他	243	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	手選別・保管⇒指定法人
	生きびん	4			保管 ⇒ 資源回収業者
古紙類	新 聞	157	—	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	保管 ⇒ 資源回収業者
	雑 誌	104			
	段ボール	120			
	飲料用紙パック	9			
	その他の紙	53			
蛍光灯・電球・乾電池		16			
廃 食 用 油		10	—	・伊豆市リサイクルセンター ・土肥リサイクルセンター	保管 ⇒ 資源回収業者
合 計		716			

(2) 中間処理に関する一般廃棄物処理業等の許可について

市内で発生する一般廃棄物の処分・資源化する場合は一般廃棄物処分業の許可を取得する必要があります。市で処理が困難な一般廃棄物の処分・資源化する施設で、必要であると認める場合のみ許可を行います。

8 最終処分に関する事項

(1) 最終処分場の適正管理に関する取り組み

施設名	概 要
年川最終処分場	不燃物(ガラス・陶器等)の処理は、公共用水域及び地下水を汚染する恐れのない廃棄物のみ埋め立てするとともに維持管理計画に基づき廃棄物の飛散・悪臭防止並びに地下水の水質検査を行い適正な管理をします。
柿木最終処分場	クリーンセンターいずから発生する焼却灰(燃え殻)の大半を民間処分業者への委託により処理し、一部を埋立処分するにあたり、飛散及び地下水の汚染を防止するため、浸出水・地下水をモニタリングし、水質基準等に適合するよう適性な維持管理をします。

(2) 最終処分量の減量に関する取り組み

事業の分類	概 要
焼 却 灰 の 埋 立 処 分	クリーンセンターいずから発生する焼却灰(燃え殻)の処理の大半を民間処分業者に委託し、柿木最終処分場の残容量の確保に努めます。

(3) 最終処分物及び処分方法並びに計画処分量

単位：t/年

処 分 物	処分方法	計画処理量	処 理 主 体	処分先及び委託先
焼却灰(焼却残渣)	埋立処分	941	市(直営) クリーンセンターいず	民間業者 柿木最終処分場
不燃残渣 (ガラス・陶器等)	埋立処分	124	市(直営) 伊豆市リサイクルセンター 土肥リサイクルセンター	年川最終処分場
合 計		1,065		

9 その他の施策に関する事項

不法投棄防止対策等の推進に関する取り組み

事 業 の 分 類	内 容
市民協働による不法投棄物回収事業	自治会が民有地に不法に投棄された廃棄物を片づけ収集した場合、市は収集した廃棄物を指定された一時保管場所から回収し、美しく清潔な生活環境を維持することを目指します。
ボランティア団体が行う美化清掃事業の支援	ボランティア団体が行う美化清掃事業に対し、指定ごみ袋の減免措置等の支援を行います。
作業員による不法投棄の監視・回収	委託業者による不法投棄の監視・回収を実施します。
市内一斉環境保全美化活動の実施	環境美化及び保全に対する意識の高揚を図るため、市内一斉美化活動を実施し、不法投棄の防止に努めます。

Ⅲ. 生活排水処理実施計画

1 計画区域

伊豆市全域

2 排出抑制及び管理に関する事項

排出抑制及び管理に関する取り組み

事業の分類	概要
水洗化率向上の啓発指導	下水道使用区域内の住宅について、下水道への接続を拡大するための普及・啓発指導を行います。下水道使用区域外については、合併処理浄化槽の補助制度を周知し環境保全に努めます。
適正な維持管理の啓発指導	浄化槽の適切な維持管理について、啓発指導を行います。

3 収集運搬に関する事項

(1) 収集運搬体制及び年間収集量の見込み

単位:k1/年

区分	収集運搬体制	収集量	収集回数等	搬入先
し尿	許可業者	180	随時	汚泥再生処理センター (ビュアプラザ)
浄化槽汚泥	許可業者	7,304	随時	
収集量 合計		7,484		

(2) 収集方法等

- ① し尿及び浄化槽汚泥は、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者(3社)別表5(P17)に依頼し、汚泥再生処理センターに搬入する。
- ② 公共下水道、農業集落排水処理対象区域内で排出される、し尿及び生活排水は該当する処理施設に接続させる。
- ③ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。
保守点検は静岡県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者により年1回以上(全爆気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上)清掃しなければならない。

(3) し尿処理施設への搬入基準

- ① 搬入できるし尿及び浄化槽汚泥は、伊豆市内から発生したものに限ること。
- ② 搬入日は、次の各号に該当する日を除く日とする。
ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
イ 年末年始(12月29日から翌年1月3日)
- ③ 搬入時間は、午前8時30分から午後4時15分までとする。
- ④ その他施設職員の指示に従うこと。

4 中間処理に関する事項

処理体制及び計画処理量

単位:KL/年

処理主体	区 分	計画処理量	処 理 方 法	残渣等排出量及び最終処分
汚泥再生処理 センター (ビュアプラザ) 市 (直営)	し 尿	180	浄化槽汚泥対応型	脱水汚泥 ⇒ 焼却埋立処分委託
	浄化槽 汚泥	7,304	膜分離高負荷生物 脱窒素処理方式	し渣汚泥 ⇒ クリーンセンターいず焼却
処理合計		7,484	(処理量:28KL/日)	

別表 1 分別の区分

分別の区分			ごみの品目の例
燃やせるごみ			食品残渣、紙くず（再生利用できない紙類）、紙おむつ、ぬいぐるみ、衣類（汚れ、破れ、油などの臭いがするもの）、草、樹木枝
陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ（びん以外）			陶磁器類、ガラス類、化粧品のびん、植木鉢、鏡等
資源ごみ	プラスチック類	プラスチック製容器包装	商品の容器や包装に使われているプラスチック製品等、ポリ袋、色付トレイ、カップ・容器類、ボトル、レジ袋、キャップ類、チューブ類等
		プラスチック製品	歯ブラシ、プラスチックスプーン、ストロー、カセットテープ、ビデオテープ、プラスチックハンガー、緩衝材、結束バンド類等
		ペットボトル	飲料用、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢等 ※PETマークがあるもの
		発泡スチロール・白色トレイ	発泡スチロール（色付を含む）、白色トレイ類等
	缶類		スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等
	缶以外の金属		家電製品類（粗大ごみ以外のもの） 金属類（粗大ごみ以外の金属製品類）等
	びん類	無色のびん	無色・透明のびん
		茶色のびん	茶色のびん
		その他の色	その他の色のびん、白濁色のびん
	衣類		衣類全般、下着類、タオル、ネクタイ等 ※拠点回収
	古紙類	新聞・チラシ	新聞紙、新聞折り込みチラシ等
		雑誌・書籍	雑誌、書籍、カタログ、広報誌、手帳、ノート等
		段ボール	段ボール箱、梱包材、段ボール製品等
		飲料用紙パック	牛乳パック、ジュース等飲料パック、
		その他の紙	紙箱、紙袋、包装紙、トイレットペーパー等の芯、カレンダー
	蛍光灯・電球		蛍光灯、電球、LED電球、グローランプ等
	乾電池		乾電池、充電式電池、ボタン電池、リチウム電池
	廃食用油		植物性のみ
粗大ごみ			※縦、横又は高さの一边が50cmを超えるもの ○ 家電製品類（電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター、電気こたつ、ステレオセット、扇風機、その他） ○ 金属製品類（スチール製棚、ロッカー、机、椅子、ガステーブル、その他） ○ 布団、座布団、畳 ○ その他（木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類） ○ 木材等（長さ180cm以下）剪定枝、太さ10cmを超える木柱やはり等 ※50cm以内に細かくした木材等も含む。

別表 2 排出及び受入規制物

区 分	品 目 の 例
有 害 性 の 物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料等
爆 発 性 の ある 物	ガスボンベ、火薬等
引 火 性 の ある 物	ガソリン、灯油、溶剤、塗料等
容積が著しく大きい物 又は重量がある物	ピアノ等
著しく悪臭を発する物	腐敗した動物性又は植物性残渣等
特別管理一般廃棄物 に指定されている物	昭和47年（1972年）以前に製造されたエアコン、テレビ、 電子レンジに使用されたPCB商品及び感染性一般廃棄物
市の処理業務を困難にし、 又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物	タイヤ、消火器、バッテリー（自動車等）、太陽熱温水器、ボイラー機器、 販売機(各種)、土砂、自動車バイク部品、コンクリート、フロンガスを用いた除湿機等
産 業 廃 棄 物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 ゴムくず、金属くず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、 業種指定がある物、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、 家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物等

別表 3 処理不可物

区 分	品 目 の 例
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。家電リサイクル法）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。資源有効利用促進法）で対象の廃家電品	ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、 エアコンディショナー デスクトップコンピュータ、 ノートパソコン等（ブラウン管モニター・液晶モニターを除く）

別表4 家庭ごみの排出基準

分別の区分			排出基準
燃やせるごみ			・市の指定ごみ袋に名前を記入し、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・指定ごみ袋の上部を必ず縛ること。 ・生ごみは、十分水切りすること。 ・木質等は長さ50cm・太さ10cm・束の大きさ直径40cm以内に束ねごみ処理券を貼り、排出すること。※ごみ集積所に出す場合 ・それ以外の木質等については、長さ50cm・太さ・厚さ10cm以下のものにし、処理施設に直接持込すること。
陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ（びん以外）			・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナへ排出すること。
資源ごみ	プラスチック類	プラスチック製容器包装	・識別マークが目印です。臭い等の発生を防ぐため、洗ってから、家庭ごみ集積所のネットに排出すること。
		プラスチック製品	・プラスチック容器以外のプラスチックかプラスチック製品で、汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のネットに排出すること。
		ペットボトル	・識別マークが目印です。キャップ、ラベル、シールなどを外し、中を洗ってから、家庭ごみ集積所のネットに排出すること。
		発泡スチロール・白色トレイ	・臭い等の発生を防ぐため、洗ってから、家庭ごみ集積所のネットに排出すること。なお、白色トレイ及び発泡スチロールの色付きも排出できます。
	缶類		・中身を出し、中を水洗いしてから、家庭ごみ集積所のコンテナに排出すること。 ・スプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけキャップや押しボタンを取外し、家庭ごみ集積所のコンテナに排出すること。
	缶の金属類		・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナに排出すること。 ・家電製品は分解せず家庭ごみ集積所のコンテナに排出又は市提携事業者による宅配便回収によること。
	びん類		・キャップを取り除き中を洗い、色分けをして、家庭ごみ集積所のコンテナに排出すること。
	衣類		・衣類は洗濯を行い汚れを落とし、ひもで束ねるか、又は袋に入れて拠点の衣類回収ボックスに排出すること。 ・汚れのひどい物、油脂や揮発性物質、薬品などの付いた物、破損の著しい物は排出しない。
	古紙類	新聞・チラシ	・種類ごとに紙ひもで束ねて、家庭ごみ集積所に排出すること。
		雑誌・書籍	
		段ボール	・ガムテープ・シール類・ホッチキス等を取り除いて紙ひもで束ねて、家庭ごみ集積所に排出すること。
		その他の紙	・箱などはつぶし、紙袋に入れるか、紙ひもで束ねて家庭ごみ集積所に排出すること。
		飲料用紙パック	・開いて内側を洗い、良く乾かしてから束ねて家庭ごみ集積所に排出すること。
	廃食用油		・家庭で使用した食用油（植物性油）を4リットル以下のスクリュウキャップ式のペットボトルに入れてキャップを閉めて、家庭ごみ集積所のコンテナに排出すること。
	蛍光灯・電球		・家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナに排出すること。
	乾電池		・家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナに排出すること。
	粗大ごみ		・最大の辺の長さが50cmを超える製品等は、市の処理施設に排出するか、戸別収集を申請し、事前にごみ処理券を購入し、市が引取りに行く。受入規制物及び処理不可物なものは対象外とする。 ・長さが50cmを超える木材等、剪定枝は最大の一辺の長さを180cm以下にして排出すること。

家庭ごみ集積所の利用基準

・分別の区分により指定された収集日の午前8時までに排出すること。 ・集積所の管理は自治会で行うものとし、利用者間で清掃当番を決めるなど集積所の清潔を保持するために必要な取り決めを行うこと。 ・他の地区の家庭ごみ集積所に排出しないこと。

別表 5

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

【ごみ】

No	会 社 名	所 在 地
1	(有) フジエイ	伊豆市柏久保 7-4
2	(有) 修衛環境サービス	伊豆市柏久保 12-8
3	(株) 伊豆美化企画	伊豆市年川 938
4	(有) 林泉	伊豆市湯ヶ島 351-3
5	(有) 土肥クリーンサービス	伊豆市土肥 794-1
6	(有) 土肥環境整美	伊豆市土肥 303-9
7	(有) 伊豆クリーンサービス	伊豆市城 40-1
8	(有) 川嶋商店	伊豆の国市南江間 1472
9	(株) マエダ美化	伊豆の国市四日町 441-2
10	エルエス工業 (株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503
11	(有) 秋山環境サービス	三島市谷田 1982-54
12	(有) 仲川商事	田方郡函南町塚本 429
13	日本トリートメント産業 (株)	函南町軽井沢 281-61
14	(有) 丸萬産業	駿東郡清水町的場 37-7
15	(株) 伊豆美掃	伊豆市上白岩 717-2
16	(株) 富士興産	駿東郡清水町長沢 202-1
17	(株) フジタ	伊東市富戸 1317-5794
18	(有) 新井商事	沼津市大岡 1719-1
19	(有) 戸田総業	沼津市岡宮 1349-10
20	(公社) 伊豆市シルバー人材センター	伊豆市柏久保 1010

浄化槽清掃許可業者一覧

【し尿、浄化槽汚泥】

No	会 社 名	所 在 地
1	(有) フジエイ	伊豆市柏久保 7-4
2	(有) 修衛環境サービス	伊豆市柏久保 12-8
3	(有) 土肥クリーンサービス	伊豆市土肥 794-1

一般廃棄物処理業者の施設搬入に関する取扱基準

(目的)

第1 この基準は、伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年伊豆市条例第113号。以下「条例」という。)に基き、条例の定めるもののほか、一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)への搬入について、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2 一般廃棄物収集運搬業者(以下「搬入者」という。)の施設搬入時の遵守事項は次に掲げるものとする。

- (1) 搬入車両は原則として4tシャシー以下で、投入に支障のない車両としなければならない。
- (2) 車両の定めによる最大積載量を超えて搬入してはならない。
- (3) 搬入は、一般廃棄物に限定し、産業廃棄物は搬入してはならない。
- (4) ごみを搬入する場合は、市の指定袋及び容器並びに分別方法により分別して搬入すること。
- (5) 施設へ搬入できない場合には、搬入者は搬入するまでの間、責任をもって保管施設において、保管しなければならない。
- (6) 一般廃棄物の処理について廃掃法第7条の15項の規定による帳簿を備えるとともに、業務状況報告書(別紙様式第7号)により報告すること。
- (7) 搬入は、搬入者(処理業者)の責任において行い、その全ての業務の責務についても、搬入者(処理業者)が負わなければならない。
- (8) 搬入車両は市の指定する方法により伊豆市一般廃棄物収集運搬許可車両である事を表示すること。

(違反行為等)

第3 搬入者が、次の行為をしたときは、期間を定めて施設への搬入車両の全部若しくは一部について停止することができる。

1 ごみ処理施設への搬入

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項及び第7条の2第1項の規定による許可の内容に違反した場合。
- (2) 他市等から排出されたものを搬入した場合。
- (3) 明らかに分別がされていないものを搬入した場合。
- (4) 処理に支障を及ぼすものを搬入した場合。
- (5) 第2第6号による報告書に虚偽の記載をした場合。

2 し尿処理施設への搬入

- (1) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可の内容に違反した場合。
- (2) 他市等から排出されたものを搬入した場合。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥以外のものを搬入した場合。ただし、市の委託を受け特に搬入を認めたものを除く。
- (4) 第2第6号による報告書に虚偽の記載をした場合。

3 第1項第2号から第4号、及び第2項第2号から第3号の行為をしたときは、搬入したものを引き取らせることができる。

(搬入の停止期間)

第4 施設への搬入車両の全部若しくは一部の停止の期間については、次の定めによる。

1 第3第1項及び第2項における第1号に該当した場合

- (1) 許可の範囲に違反した場合は、その行為等が改善されたと認められるまでの期間、搬入車両の全部について施設への搬入を停止する。
- (2) 許可の条件に違反した場合は、改善策等を講じ、適正であると認められるまでの期間、搬入車両の全部について施設への搬入を停止する。

2 第3第1項第2号から第5号及び第2項第2号から第3号に該当した場合。

- (1) 当該搬入車両に対し、一般廃棄物収集運搬業の許可期間満了の日まで施設への搬入を停止する。
- (2) 前号の処分を受けた者が同様な行為をした場合は、搬入車両の全部について、一般廃棄物収集運搬業の許可期間満了の日まで施設への搬入を停止する。

(搬入の拒否)

第5 施設への搬入車両の全部若しくは一部の停止を受けた者が、停止期間終了後、施設に搬入する際、適正な施設への搬入が明らかに期待できないおそれがある場合は、施設への搬入を認めないものとする。

計画区域一覧

修善寺地区

下記の区域を収集する

地区名	大字	小字
大沢	大沢	落合、馬止、堰沢、宮川、中川原
堀切	堀切	中丸、日影山田、田保、開戸
山田	堀切	竹ノ下、大平口、ハカ沢、滝沢、神戸
芝山台	修善寺	大芝山
熊坂	熊坂	柿生戸、崩山、上畑、沖田、下宮ノ前、根岸、南、稲熊、屋敷田、八幡、カニヤ田、カニヤ、向石原田、大林
ニュータウン	堀切	大芝山、池ノ洞、上穴子
	熊坂	大芝山
瓜生野	瓜生野	藤ヶ坂、上ノ原、竹ノ内、宮久保、辻、長畑、相ノ瀬、中溝
横瀬	修善寺	梁見、飯塚、坪ノ内、横瀬、宮洞、ナメド大門、西ナメド
大下	修善寺	三反田、原、金山、狭間
半経寺	修善寺	栗原、辻、金付免、下り山田
下神戸	修善寺	杉原
中神戸	修善寺	杉原、神戸洞、寺山
上神戸	修善寺	神戸、温泉場
小坂	修善寺	小坂
弁天町	修善寺	小坂
小山	修善寺	久保、白井田
南町	修善寺	南、硯沢
本町	修善寺	温泉場
遊覧町	修善寺	温泉場、岩ノ坊
桂町	修善寺	神免、岩ノ坊
中里	修善寺	白井田、瀑尻、日ノ下、皇子ヶ原、廣瀬、白井畑
紙谷	修善寺	西紙谷、西張戸、紙谷、瀑尻
雇用促進	修善寺	中溝
北又	修善寺	梅ヶ原、筑岡、落合、松原山
湯舟	修善寺	廣町、貴咩来、禊萩原、高桎、東奥ノ田、舟ヶ平、飯山別当
大平	大平	安竹、中島、道芦原、山田、瀧ノ前、小池、畑、泉
本立野	本立野	下街道、久留美沢、外畠、柳下、一町、中道、坊、狭間、向日畑、下村
	日向	経塚

小立野	小立野	西宅地、東宅地、中町通、上山根通、広前通、下山根通、狩野口
日向	日向	井ノ花、書家、井戸尻、松葉、山口、峯田
加殿	加殿	古宮、梶谷、中丸、下城、鹿群、山崎、向原、下原、築場
田代	田代	池田、坪ノ内
牧之郷	牧之郷	狩野牧、馬場下、栃ヶ洞、アラク山、木綿畑、五明寺、竹ノ下、石田、四ツ溝、田沢口、田沢、根岸、峯、ハサマ、小山田、 中峯、寺中、手崎、沖ノ原、山本
	大野	田沢口
柏久保	柏久保	オソクマ、大久保、入ノ畑、向山、ヨコ丁、原丁、中丁、下川原、辻ノ内、大仙、神戸、上神戸、鋤アラク
駅前	柏久保	上船戸、下船戸、坂下、上ナメド、セギ下、新町
古川	柏久保	古川、尾入
年川	年川	柿宇土、前田、後田、山澤、下アラク
大野	大野	早稲田、代、星山、下川原、溝谷、廣田、間渡、奥茅野、山ノ畑、台
富士見平	大野	苧取場、青坂山、西青坂沓掛

天城湯ヶ島地区

下記の区域を収集する

地区名	大字	小字
宿	湯ヶ島	大原、尻戸、久保田、宿、東原、中段、南耕地、随昌
大滝	湯ヶ島	南耕地、下大滝、上大滝
茅野	湯ヶ島	日蔭山、木戸際、茅野、桐山
長野	湯ヶ島	岩下、野地、上ノ前
西平	湯ヶ島	大下、大久保、上ノ平、新宿、二百枚、瀬古ノ滝
金山	湯ヶ島	猫越、町、日蔭、猫越、三本橋
持越	湯ヶ島	宮下、日向、石原、川上
市山	市山	北耕地、北、原田、毘沙面、萩原、柿木原、道合、 壺本橋、中野通、簀橋、楮人
門野原	門野原	宿、西神戸、東神戸、原ノ前、坂ノ上、坂下
吉奈	吉奈	煤垣、鐘打野、西神住、瀧ノ上大平、下釜石
月ヶ瀬	月ヶ瀬	ゼニド、毛勝原、下り本郷、船原道、上本郷、宿屋敷
田沢	田沢	北野原、峯、中耕地、宮畑
矢熊	矢熊	栗原、仲村、伊東道
上船原	上船原	浜井場、中島、外畑、石部平、楮場、落合、中峯、 沖豊川
下船原	下船原	ケカチ原、出口、坂口、仲町、原之前、芹田、仲道
青羽根	青羽根	本城、東田、山下、竹之内、栗原、小原崎、中原、 坪之内、狩野塚前、海戸
本柿木	本柿木	飯塚、本城、柿城、楠ヶ窪、コンノ平、広岡、瑞籬、 清水平
大平柿木	大平柿木	助惣、西海道、下田子野、上田子野、小白ヶ沢、矢刈、 山崎、下赤崩、上赤崩、下大野、上大野、久保
松ヶ瀬	松ヶ瀬	楠、堅川、宮ノ上、御所田
佐野	佐野	川久保、梶山、尾崎、下仲沢、森ノ前
	雲金	森之本
グランドビレッジ	佐野	奥野、滝山
雲金	雲金	宮田、平、小塚、中丸、寺野

中伊豆地区

下記の区域を収集する

地区名	大字	小字
地蔵堂	地蔵堂	下カエト、椎ノ木河原、小次郎カエト、金山、入野耕地、宮下
原保	原保	下押切、上押切、上之台、原保海戸、竹之花、中村、柚木
菅引	菅引	吉原田、ハサマ、ハマ井バ、上海戸、瀧之上
中原戸	中原戸	丸山、上耕地、釜土
戸倉野	戸倉野	渡戸、高石原、柿花、久保、峯ノ畑、川久保
姫之湯	姫之湯	所久保、向耕地、村山、今野、後田、仲田
貴僧坊	貴僧坊	上手、上ノ畑、耕地
筏場	筏場	福石、シンド、石上、中ノ田、ノイキ、道合、梅ノ木原、池坂、二之沢上、三之沢、五之沢
宮上	宮上	上広瀬、広瀬
柳瀬	柳瀬	城ヶ平、道下、鍛冶谷戸、下田、六郎台
梅木	梅木	梅ヶ岡、向日山、梅木沢、親幸、山田、沢尻、井戸田、一位
八幡	八幡	湯之尻、中里、町屋、横田、田畑、仲田、六仙山、台、古池、柿宇土、行田
城	城	山田、新田、内堀田、市之沢、湯ノ花、根元前、城ノ前
梶山	城	上梶山、清水
冷川持越	冷川	高柿、上方、下方
堰郷	冷川	セギ、宮ノ下、札ノ辻、水神前、中山
下尾野郷	冷川	上尾野、山口、桐井野、下尾野
向郷	冷川	下海道、欠ノ下、奥堀田
大幡野	冷川	大幡野 1740 番地
沢口	冷川	沢口
徳永南郷	徳永	松葉、上之川、根岸、豆カラ
徳永東郷	徳永	豆カラ、朽差、京入道
関野	関野	上耕地、森下、八田原、下耕地
元村	上白岩	岩之岡、宮之前、前広地、宮上
小川	上白岩	上村、追揚、小川橋、清水、西川、前ノ沢、奥之沢、中之沢、浜中、宮尻、中ノ坪、滝ノ前
西	下白岩	原ノ下、御園田、峯ノ前、西、寺ノ下
清水	下白岩	櫛畑、川崎、マゴメ、清水、原畑
上和田	下白岩	林ノ下、下川原、上ノ畑、下ッ原、小畑通
ニューライフ	下白岩	大菅山、池ノ平、前荒区、熊山頭

土肥地区

下記の区域を収集する

地区名	大字	小字
大藪	土肥	脇ノ浜、中浜
中浜	土肥	中浜、南河原、高根、北伝馬町
平野	土肥	北伝馬町、高根
屋形	土肥	上砂田、松原、鍛冶屋川、南屋形、宿ヶ根、火振
金山	土肥	横田
馬場	土肥	山崎、宮崎、横田、南伝馬町、西湯ノ洞
水口	土肥	水口、天王
中村	土肥	鍛冶屋田、向木風、中村、安良宿、中里
土肥団地	土肥	堂本田中
横瀬	土肥	上横瀬、横瀬、木場ノ段、上庄田
天金	土肥	萩原、天金
新田	土肥	下根ノ上、下清越、野竹原
平石	土肥	深洞
浜	小土肥	浜
黒根	小土肥	矢戸
出口	小土肥	出口
入谷	小土肥	木場、中上、上石上
小池	八木沢	小池浜、小池新田、小池
松原	八木沢	尾羽根
西浜	八木沢	論田、港、西田
上野	八木沢	赤坂、上野
中島	八木沢	砂田
長藤	八木沢	石代
大久保	八木沢	大久保、神畑
下村	小下田	下村
中村小下田	小下田	下畑
大木山	小下田	扇山
菅沼	小下田	菅沼
坂ノ上	小下田	除一窪、前田
米崎	小下田	米崎、丸岡
小峰	小下田	小峰
藤沢	小下田	大平田